

障害者支援施設通所交通費助成のご案内

四街道市では、障害者支援施設に通う障がい者または障がい児、及びその通所介助者の方に対し、一定の要件を満たした場合に、交通費の一部を助成しています。

〔対象者〕

- 通所のため公共交通機関、または自家用自動車を常にご利用している市内に居住する障がい者、又は障がい児（「自家用自動車」とは自己等の移動目的のために日常的に使用する自動車で、四輪以上のものです）。市外に居住している方で、四街道市からサービス受給のための受給者証の発行を受けている方も対象。
- 障がい者等が単独で通所することが困難であるために、付き添って通所する通所介助者。
※通所介助者に対して行う助成は公共交通機関の交通費のみとなります。また、通所介助者への助成が認められるのは、利用者が以下のいずれかの状況に該当する場合に限ります。

〈介助者の助成が認められる利用者の状況〉

- ・障害者総合支援法に規定する障害支援区分が区分5以上に認定された場合
- ・移動支援を利用しており、「身体介護が必要」と認められる場合、又はそれと同等の介助が日常生活で必要と認められる場合
- ・障がい児であるため、単独では通所が困難と認められる場合

〔助成の要件〕

以下のサービスを提供する施設に1つの月において開所日数の2分の1以上（複数の施設を利用されている方は、ひと月の通所日数の合計が通所した施設の開所日数の平均の2分の1以上）通所している場合、助成の対象となります。

（対象となるサービス）

総合支援法に定められた障害福祉サービス	・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援
児童福祉法に定められた障害児通所サービス	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
四街道市地域生活支援給付費支給規則に定められたサービス	・地域活動支援センターサービス

※開所日数は、ひと月における施設の営業日の合計となります。利用者個人が施設と契約した利用日数、または施設で設定された利用の上限日数ではありませんので、ご注意ください。

※交通費の助成対象となるのは、実際に利用者が施設へ通所した日の交通費となります。定期券をご利用の方は、定期券の購入額をもとに、助成額を算定します。

（裏面あり）

〔助成金額〕

助成の金額は以下のようになります。

公共交通機関の場合	利用者及び通所介助者に係る交通費の月額と、利用区間のひと月分の定期乗車券の購入額（障害者割引を受けられる場合は、割引後の定期乗車券の購入額）を比較し、いずれか低い方の額を2分の1した額（月額上限5,000円）。 ※複数月にまたがる定期券を購入している場合は、当該定期券の購入額を月割りした額で算定します。 ※施設等から支給のある交通費の補助金等がある場合は、その額を控除した額の2分の1を支給します。 ※1円未満の端数は全て切り捨てとなります。
自家用自動車の場合	1回の通所における自家用自動車の使用距離に応じて設定された1日当たりの単価（日額）をその月の通所日数で掛けた額（月額上限2,000円）。 ※日額は、6km以上で30円とし、2kmにつき10円ずつ加算され、通所距離が20km以上となった場合は、日額100円で固定となります（6km未満の場合は、助成対象外となります）。 ※施設等から利用者の交通費について補助金等の支給がある場合は、支給額から補助金等の額を控除します。

※1回の通所で自家用自動車及び公共交通機関を併用する方の助成金は、それぞれの交通手段で定めた算定方法で算定した交通費の助成金を合算してお支払します（月額5,000円まで）。

〔申請方法〕

助成金の申請時期を年2回に分け、4～9月分の交通費を10月末日、10～3月分の交通費を4月末日までに、以下の書類を添えて申請していただきます。

（必要書類）

- ・ 障害者支援施設通所交通費助成申請書
- ・ 利用者通所状況証明書
- ・ その他必要書類（交通手段や利用の状況に応じて必要な書類）

※「利用者通所状況証明書」に関しましては、通所しているそれぞれの施設に記載を依頼し、市にご提出ください。

※新規で申請する方で、定期券を利用されている場合は、当該定期券の写しの提出もお願いいたします（継続して申請される方は、定期券の金額に変更があった場合等に写しの提出をお願いいたします）。

※初めて助成金の手続きをする方の場合、各提出書類の用紙は直接障がい者支援課の窓口で配布いたします。ご連絡くだされば郵送もいたします。

また、市のホームページから書類をダウンロードすることもできます。ホームページの記事のタイトルは、「障害者支援施設通所交通費の助成」です。